

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年7月3日 |
| 【会社名】 | 太陽誘電株式会社 |
| 【英訳名】 | TAIYO YUDEN CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 登坂 正一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋2丁目7番19号 |
| 【電話番号】 | 03-6757-8310(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部次長 穴井 公之 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋2丁目7番19号 |
| 【電話番号】 | 03-6757-8310(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部次長 穴井 公之 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成29年6月29日に開催された当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 1,178,305,910円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) オフィス環境を整備しさらなる業務の効率化を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

(2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、登坂正一、堤精一、増山津二、高橋修、佐瀬克也、縣久二及び平岩正史を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、新井博を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 賛成率(%) | 可決要件 | 決議結果 |
|-------|---------|--------|-------|--------|------|------|
| 第1号議案 | 873,377 | 1,851 | 581 | 99.72 | (注)1 | 可決 |
| 第2号議案 | 871,621 | 3,601 | 587 | 99.52 | (注)2 | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | | |
| 登坂 正一 | 850,246 | 24,962 | 587 | 97.08 | (注)3 | 可決 |
| 堤 精一 | 861,440 | 13,768 | 587 | 98.36 | | 可決 |
| 増山 津二 | 861,489 | 13,719 | 587 | 98.36 | | 可決 |
| 高橋 修 | 861,464 | 13,744 | 587 | 98.36 | | 可決 |
| 佐瀬 克也 | 861,464 | 13,744 | 587 | 98.36 | | 可決 |
| 縣 久二 | 864,925 | 10,283 | 587 | 98.75 | | 可決 |
| 平岩 正史 | 871,374 | 3,834 | 587 | 99.49 | | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | | |
| 新井 博 | 874,576 | 656 | 587 | 99.85 | (注)3 | 可決 |

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。